

令和4年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和5年5月23日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料2-1

	令和4年												令和5年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1. 会議等の実施																
★総会			★(書面)													
●運営委員会			●		●		●		●		●		●		●	
▲役員会	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
2. 部会活動																
★防災部会	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
●生活環境部会			●		●		●		●		●		●		●	
▲福祉部会	▲必要に応じ随時															
■児童健康部会	■必要に応じ随時															
◆地域活性化部会	◆必要に応じ随時(8月の市民のつどい、1月の新春風揚げ大会に向けて)															
=コミセン事業部会	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
◎自治会長部会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3. 特定事業																
その他主要な事業																
みんなで見守り隊	茅ヶ崎小学校登下校時の安全旗振り活動、正門・南門・西門にて実施															
新春風揚げ大会																●1月2日、3日
広報活動事業	●青松第3号						●青松第4号								●青松第5号	
市民のつどい									●9月10日							

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～10
委員名簿	11

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	12～17
当該年度の活動計画書及び収支予算	18～20

【参考資料】

- ・ 広報誌：青松第3号（令和4年4月発行）
- ・ 広報誌：青松第4号（令和4年8月発行）
- ・ 広報誌：青松第5号（令和4年11月発行）
- ・ チラシ：高砂コミセンまつり
- ・ チラシ：第9回新春凧揚げ大会

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎南地区は、6の自治会で構成され、それらの自治会を中心に社会福祉、青少年育成、市民安全、地域振興、生活環境といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えています。

茅ヶ崎市の玄関口である茅ヶ崎駅からサザンビーチちがさきまでの間に様々な商店が集まり、昔から住んでいる住民や新たにこの地域で生活を始めた住民が入り混じる茅ヶ崎南地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならないことから、新たな地域コミュニティの形成を図ることとしました。

茅ヶ崎南地区を活力ある持続可能な地域としていくため、地域に関わる者や各団体と市が、それぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いを再構築し、自助・共助のまちづくりを進めることとします。

認定審査基準確認表

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R5年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市が定める茅ヶ崎南地区を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図13」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（4）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎南地区民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター・福祉相談室つむぎ ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会 ・茅ヶ崎小学校区ふれあいプラザ運営委員会	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。		
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第18条（2）に部会の設置に関する規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。		
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
	民主的な運営に関する調書の内容が適切か。		
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第3条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し。
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 規約

(名称及び組織)

- 第1条 この会は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会（以下「協議会」）と称し、市が定める区域内（以下「茅ヶ崎南地区」）に居住する市民および区域内で活動する各種団体で組織する。
- 2 協議会の設立年月日は平成29年4月1日とする。

(所在地)

- 第2条 協議会の所在地は、高砂コミュニティセンター（茅ヶ崎市中海岸一丁目2番42号）に置く。

(目的)

- 第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。
- 2 協議会は、高砂コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 茅ヶ崎南地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
 - (2) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する事業
 - (3) 茅ヶ崎南地区住民の福祉に寄与する事業
 - (4) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
 - (5) 高齢者及び障がい者福祉に関する事業
 - (6) 環境に関する事業
 - (7) 防災に関する事業
 - (8) 交通安全及び防犯に関する事業
 - (9) 茅ヶ崎南地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事
 - (10) 隣接する地区との情報交換に関する事
 - (11) 茅ヶ崎南地区の発展に寄与する事業
 - (12) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事

(委員)

- 第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は35名以内とする。
- (1) 茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長

- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
 - (3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表
 - (4) 青少年育成等に関する地域団体の代表
 - (5) 安全・防犯に関する地域団体の代表
 - (6) 防災に関する地域団体の代表
 - (7) 生活環境に関する団体の代表
 - (8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
 - (9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
 - (10) 地域振興分野に関する団体の代表
 - (11) 協議会が推薦する者
 - (12) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問には、茅ヶ崎南地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。
- 3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 書記 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 部会長 部会数
 - (7) 監事 2名
- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)
- (3) 事務局長は、協議会の事務等を処理すると共に事務局を統括する。
- (4) 書記は、事務局長を補佐し会議等の記録をとる。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (6) 部会長は、部会運営を担当する。
- (7) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、役員会、及び部会とする。

- 2 部会を除く会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会・運営委員会にあっては委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 部会を除く会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議決の経過の概要及びその結果

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第7項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 高砂コミュニティセンターの事業報告及び決算に関すること
 - (4) 高砂コミュニティセンターの事業計画及び予算に関すること
 - (5) 役員を選任及び解任に関すること
 - (6) 規約の制定及び改正に関すること
 - (7) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること
- 2 総会が成立しないとき、総会を成立させる出席人員に達しなかったとき、総会を招集する時間がないと認めるとき、その議決すべき事案に関して役員会の議決をもって処分することができる。
- 3 前項の処置については、会長は、次の運営委員会においてこれを報告し、直近の総会で、承認を求めなければならない。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会の構成)

第16条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長とする。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の決議事項)

第18条 運営委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関すること

- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (5) 本会の委員の入会又は退会の承認に関する事
- (6) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (7) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という）に関する事項
- (9) その他、(役員会・部会・委員) から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第 19 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(役員会の構成)

第 20 条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、協議会の会長とする。
- 3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第 21 条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の決議事項)

第 22 条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において決議された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する規程等の制定及び改正に関する事
- (5) 部会委員の推薦等の承認に関する事

(部会の構成)

第 23 条 委員の他、茅ヶ崎南地区に在住、在勤、在学の者とし、部会長が承認し、役員会に報告した部会員で構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置くものとする。
- 3 副部会長は部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会の議長は、部会長とする。

(部会長及び副部会長の職務)

第 24 条 部会長及び副部会長は次の職務を行う。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会の招集)

第 25 条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第 26 条 部会は、所掌する事項について調査・審議し役員会及び運営委員会に報告する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局の構成)

第 27 条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長・書記・会計を置く。
- 3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第 28 条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ
- (8) 協議会活動に関する広報活動
- (9) その他必要な事項

(事業及び会計年度)

第 29 条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第 30 条 協議会の経費は、補助金、委託金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第 31 条 会議で出された意見等のほか、茅ヶ崎南地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第 32 条 その他、協議会の運営及び高砂コミュニティセンターの管理運営について必要な事項は別に定める。

付則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

平成 29 年 9 月 23 日 規約第 7 条 2 項 副会長の増員 2 名から 3 名に改正

平成 30 年 1 月 20 日 部会設置に関する追加規定を設けた。

平成 30 年 3 月 24 日 規約第 14 条に 2・3 項を追加

令和 2 年 5 月 17 日 規約第 7 条 役員 の定数変更並びに部会長・書記新規役員を追加。
部会長・書記の役員追加による関連条項を追加改定した。

令和 2 年 8 月 22 日 高砂コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れによる廃止に伴い、臨時総会の議決に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会規約第26条第2項の規定により、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災部会
- (2) 生活・環境部会
- (3) 福祉部会
- (4) 児童・健康部会
- (5) 地域活性化部会
- (6) コミセン事業部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。
必要に応じて、各部会は所掌する事項等の調査・研究を行うことができる。

- (1) 防災部会
 - ア 地域の災害対策・防災力向上に関すること
 - イ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (2) 生活・環境部会
 - ア 住民が安全快適に生活できるよう地域の生活環境の向上に関すること
 - イ ごみ処理、交通安全、防犯等、生活環境に関すること
 - ウ その他、協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (3) 福祉部会
 - ア 誰もが安心して暮らせる地域社会を創出すること
 - イ 地域福祉の推進に関すること
 - ウ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (4) 児童・健康部会
 - ア 子どもの安全に関すること
 - イ 子どもの健全な育成に関すること
 - ウ 地域住民の健康に関すること
 - エ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (5) 地域活性化部会
 - ア 住みやすい地域となるよう、行政・事業主体・住民との絆を強化すること
 - イ 地域の活性化を促進する各種事業の企画、運営に携わること

- ウ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事
- (6) コミセン事業部会
 - ア 高砂コミュニティセンターで行う各種事業の企画、計画及び実施に関する事
 - イ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事

附 則

- この規程は、平成30年1月20日から施行する。(施行開始)
- この規程は、平成30年3月24日から施行する。(防災安全部会の分割)
- この規程は、平成31年3月23日から施行する。(地域活性化部会の新設)
- この規程は、令和元年7月20日から施行する。(児童・健康部会の分割・新設)
- この規程は、一部改正し、令和3年4月1日から施行する。(コミセン事業部会の新設)

令和4年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会委員名簿

令和4年11月1日

分野	No	団体名	役職	氏名
茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長	1	若松町幸自治会	会長	倉金 榮
	2	共恵中央自治会	監事	佐藤 勝栄
	3	共恵東自治会	副会長	黒田 芳之
	4	共恵海岸通り自治会	副会長	篠原 徳守
	5	幸町自治会	部会長 (防災部会)	土岐田 紘之
	6	中海岸自治会	事務局長	神藤 順教
地域福祉全般に関する地域団体の代表	7	茅ヶ崎南地区社会福祉協議会	部会長 (福祉部会)	西澤 充
	8	茅ヶ崎南地区民生委員児童委員協議会		坂部 美智子
	9	地域包括支援センター・福祉相談室つむぎ		塩崎 芳浩
	10	地区ボランティアセンター		吉川 睦
	11	福寿会（中海岸）		佐竹 伸也
健康・スポーツ、文化・生涯学習に関する地域団体の代表	12	茅ヶ崎南地区体育振興会		河井 朋洋★
青少年育成等に関する地域団体の代表	13	茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会	部会長 (児童健康部会)	日下 英彦
	14	茅ヶ崎小学校区ふれあいプラザ運営委員会	会計	峯尾 泰弘
	15	中海岸子供会		松下 亜弥子★
	16	きかんしゃクラブ		中島 智希★
		マミーレインボーきっず（休会）		
安全・防犯、防災、生活環境に関する地域団体の代表	17	防災リーダー協議会		百瀬 あや子
地域振興分野に関する団体の代表	18	南駅前商店会		岩澤 裕
		南本通り商店会		
協議会が推薦する者	19	幸町自治会	部会長 (地域活性化部会)	小澤 幸夫
	20	幸町自治会	部会長 (生活環境部会)	二木 健夫
	21	中海岸自治会	監事	川添 忠茂
	22	共恵中央自治会		小林 健二
	23	若松町幸自治会		倉金 彌光
	24	共恵東自治会	書記	古泉 清
公募により認められた者	25	公募委員		大嶽 恵美★
	26	公募委員		斯波 義典★

※委員が未確定のため、令和4年度の名簿を添付しています。【定期総会：令和5年5月20日（予定）】

また、令和5年度は若松町幸自治会、共恵東自治会、中海岸自治会の自治会長が変更予定です。

前年度の活動報告書及び収支決算書

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和4年度事業報告

令和元年2月より蔓延した新型コロナウイルス（COVI19）は、ようやく年央より落ち着きを見せ始め、まちぢから協議会の活動は、感染防止と日常生活の取り戻しとを同時並行で開催されてきました。行事開催ができない年度初めは、まちぢから協議会運営の改善を主に議論を重ねました。年後半には予定された各種行事を、細心の注意のもと実施し、参加された住民の方々とともに、交流できる喜びがいかに大切なことかと、改めて思い知ることができました。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会発足6年目となり、運営委員はじめ関連団体の捉える地域の抱える課題をアンケートとしてまとめ、今後のまちぢから協議会の優先的取り組み課題の共有化を図りました。コロナ等により地域内のつながりが薄れ、早急にその立て直しが必要との意見が多く、次年度の最重点課題として取り組みます。

1 各種会議

(1) 総会、運営委員会、役員会

(SDGs 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみなに 11 住む続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう)

開催日	会議名	概要
令和4年4月20日	役員会	定期総会議事検討 書面評決による運営の決定
5月25日	役員会	定期総会について
6月	定期総会 (書面表決)	まちぢ及び高砂コミセンの事業報告・収支決算報告・事業計画案・収支予算案・委員の選任
6月15日	役員会	総会書面表決結果報告、部会運営について、まちぢから課題形成アンケートについて、市民のつどい実施について 他
6月18日	運営委員会	同上 令和4年度各団体の開催行事と統合の是非について まちぢから運営委員紹介、まちぢから協議会の部会委員選出他
7月20日	役員会	市民のつどい実施にあたって 市への要望事項検討 部会活動の目的と部会員の決定 避難所運営マニュアル策定について
7月23日	運営委員会	同上 まちぢから課題形成アンケート実施について まちぢホームページ運営について
8月17日	役員会	市民のつどいの運営について (駅前改修計画案の説明・コロナ対策と運営方法)
8月20日	運営委員会	同上 市民体育祭・地域ケア会議開催について アンケート提出

9月21日	役員会	新公募委員の決定 まちぢ前半を振り返って フリーディスカッション
10月19日	役員会	資源循環課・環境事業センターとの意見交換 第9回新春凧揚げ大会開催について コミセン規則遵守事項変更について 令和5年賀詞交歓会について
10月22日	運営委員会	同上 駅周辺のごみ排出について 市との意見交換 公募委員紹介 他
11月16日	役員会	コミセンまつりと運営について 新春凧揚げ大会実行委員役割について まちぢから協議会後半の改善ポイントについて
11月19日	運営委員会	同上 賀詞交歓会について
12月21日	役員会	まちぢ課題形成アンケート結果による意見交換 賀詞交歓会参加者・準備・次第について
12月24日	運営委員会	同上 まちぢ役員（会計）の人事代行について
令和5年1月18日	役員会	次年度まちぢの運営について（課題形成アンケートによる） 梅まつり実施について
1月21日	運営委員会	同上
2月15日	役員会	令和5年定期総会までのスケジュールについて 令和5年度まちぢ運営改善について最終討議 高砂コミセン防災訓練について 共催事業「梅まつり」の関わり方について
2月18日	運営委員会	同上 地域内挨拶励行運動の展開について 防犯指導員推薦について
3月15日	役員会	定時総会の開催・資料提出について 運営委員・部会委員増員について まちぢ役員（地域活性化部会長）代行について 令和5年度特別事業「新春凧揚げ大会」申請について
3月18日	運営委員会	同上 ごみ有料化による状況と課題の検討（市資源循環課・環境事業センター） まちぢから協議会制度アンケート実施

(2) 部会

部 会 名	開 催 日	概 要
防災部会 (SDGs 11, 17)	毎月第2土曜日 (但し1月は休会)	○避難所マニュアルの完成 ○茅ヶ崎南地区防災訓練の検討(クロスロード) ○ホース格納箱放水訓練実施計画
生活環境部会 (SDGs 3, 11, 12, 17)	R4年 6月18日 7月22日 9月24日 10月22日 11月19日 12月24日 R5年 2月18日 3月18日	○今年度取り組み検討 住環境劣化等 ○ごみ有料化説明会 ○市民のつどい受けての対策検討 ○ごみ有料化課題を市担当課と検討 ○リトルハブホーム説明会 ○ごみ排出場所の防犯カメラ2台設置 ○私道の補修について ○ごみ有料化移行の成果・課題説明会
福祉部会 (SDGs 3, 4, 11, 17)	必要に応じ随時	○高齢者の外出支援検討 地域内5箇所に休憩用椅子の設置 ○地域内障がい者施設との交流 実態把握から課題形成検討
児童健康部会 (SDGs 3, 4, 11, 17)	必要に応じ随時	○登下校時の児童安全交通整理について ○欠席対応時の情報連絡整備 ○旗振り実習 ○学校との意見交換会運営検討
地域活性化部会 (SDGs 3, 11, 12, 14, 17)	必要に応じ随時	○市民のつどい運営検討 ○新春風揚げ大会運営検討
コミセン部会 (SDGs 3, 4, 11, 17)	毎月第2木曜日	○就業規則・マニュアルの検討 ○改修工事計画 セルフチェックシート作成 ○コミセンまつり実施検討・利用者懇談会開催計画 ○事業「マイクロプラ削減」映画会実施計画 ○コミセンジャンパー・のぼり旗の作成 ○施設連絡会事務局員研修計画策定 ○上期火災訓練実施計画・下期経費節約について ○コミセンまつり進捗確認 ○市要請の「フードバンク」実施の検討 ○次年度事務局員雇用契約・採用計画について ○下期防災訓練実施計画・コロナ対策制限緩和 ○R5年度コミセン事業計画他検討
自治会長会 (SDGs 11, 15, 17)	毎月第2木曜日	情報交換・課題共有化・まちぢから協議会への提言 参加団体との連携について
事務局打ち合わせ	毎月第1金曜日	まちぢ・コミセン課題抽出 役員会・運営委員会提出議題検討

2 各種会議を除く事業

日付	区分	事業名	SDG s との関連
令和4年 5月12日	共催	ビーチクリーン	14 海の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
9月10日	主催	市民のつどい	17 パートナーシップで目標を達成しよう
25日	主催	地区体育祭	3 すべての人に健康と福祉を
10月9日	主催	地区防災訓練	11 住み続けられるまちづくりを
令和5年 1月2日	主催	第9回新春凧揚げ大会	14 海の豊かさを守ろう
3日			11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
16日	主催	賀詞交歓会	17 パートナーシップで目標を達成しよう
2月11日	共催	梅まつり	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを

(1) 市民のつどい

概要 本地区では、地域の抱える課題を、市長を始め市役所幹部と共有化することは、まちぢから協議会として最も大切なこととして、設立時より位置づけている。

また、地域と行政が対立する構造ではなく、地区の誰もが参加し、発言できる形式とし、回覧にて周知を図った。地域活性化部会が担当。

実施日 令和4年9月10日（土）

会場 高砂コミュニティセンター

参加者 30名（一般参加者）

内容 第1部 「行政からの市役所経営についての報告」
第2部 「茅ヶ崎南地区まちぢから協議会からの要望」
第3部 「茅ヶ崎南地区をより住みやすくするための意見交換」

(2) 地区体育祭

概要 まちぢから協議会が主催し、体育振興会の運営により、老若男女（大人・青少年・児童）が運動を通じて交流する事業として開催した。

実施日 令和4年9月25日（日）

会場 茅ヶ崎小学校

参加者 150人

(3) 地区防災訓練

概要 防災部会が担当し、茅ヶ崎南地区防災リーダー協議会の運営のもと、防災対策課職員、茅ヶ崎小学校配備職員と連携して、図上作戦のクロスロードを実施した。

実施日 令和4年10月9日（日）

会場 高砂コミュニティセンター

参加者 40名

(4) 第9回新春凧揚げ大会

概 要 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会主催による3年ぶりの、フルスペックにて実施。地域活性化部会が担当。子ども達が自分で絵を描いた凧を揚げる姿や海岸を彩る連凧や大凧は箱根駅伝と共に正月の風物詩になりつつある。

また茅ヶ崎ゆかりの方々による演芸も、住民が地元の海でくつろぐ一時となった。

実施日 令和5年1月2日(月)・3日(火)

会 場 サザンビーチちがさき

参加者 2,500人

(5) 賀詞交歓会

概 要 地域活性化部会が担当し、茅ヶ崎南地区で活動する団体、議員、行政等の懇親をはかる場として開催した。

実施日 令和5年1月16日(月)

会 場 高砂コミュニティセンター

参加者 40名

令和4年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会収支決算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内 訳
前年度繰越金	450,018	450,018	
茅ヶ崎市：運営補助金	250,000	250,000	運営費等助成金
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	70,000	6,600	地区防災訓練補助金
自治会分担金	979,500	989,530	6自治会より
雑収入	0	68,003	懇親会等参加費、利息等
合 計	1,749,518	1,764,151	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
【本部】	1,749,518	1,316,119	
会議費	100,000	131,004	賀詞交歓会、まちぢから協議会連絡会会議費
負担金	10,000	0	まちぢから協議会連絡会負担金
研修費・旅費	200,000	0	SDGs研修会、書籍代
消耗品費	20,000	161,241	事務用品、用紙、プリンターインク等
印刷製本費	5,000	0	印刷(回覧)コピー
備品購入費	0	0	
通信運搬費	30,000	0	
手数料	10,000	3,630	振込手数料
事業費	430,000		
広報紙発行	80,000	34,850	青松発行(ラクスル代)
地区防災訓練	250,000	26,574	訓練消耗品
新春風揚げ大会	50,000	159,000	子ども配布用凧制作代
情報交換費	50,000	0	講師料 情報交換費
梅まつり	0	40,650	ポスター、チラシ分担金
団体への助成金	751,500	759,170	地区社協、体育振興会、茅ヶ崎小学校区推進協他
予備費	193,018	0	
【部会】			部会活動費は、本部費で計上
小計	1,749,518	1,316,119	
特定事業費			
小計			
繰越金	0	448,032	
市への返還金	0	0	
合 計	1,749,518	1,764,151	

当該年度の活動報告書及び収支予算書

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和5年度事業計画（案）

1 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会・部会及び事業を実施する。

(1) 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各部会と共に課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

(2) 課題解決

日頃から課題把握及び整理を行い、運営委員会での協議の中で、必要に応じ部会等課題解決に適した活動を行うとともに、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決に取り組む。

(3) 広報活動

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。

(4) 人材発掘

各種事業、部会等の活動を通じて、地域住民に対し広く呼びかけを行い、多くの地域住民が参加できるよう努めるとともに、地域内の潜在的な人材を発掘する。

(5) 重点課題

昨年実施した茅ヶ崎南地区まちぢから協議会課題形成アンケートにより、コロナ禍で薄れた地域住民とのつながりを強化することが最重点課題とされ、令和5年度より、地区内挨拶励行運動に取り組む。

2 運営委員会・役員会の予定

会議名	期日	主要テーマ	SDGsとの関連
運営委員会	通年必要の都度	所属団体との情報・課題共有化と相互協力体制の構築	SDGs 3, 4, 11, 12, 14, 17
役員会	通年	まちぢ・コミセンのあり方検討	同上

※原則として、運営委員会は第3土曜日、役員会は第3水曜日に会議を開催する。

3 各部会の予定

会議名	期日	主要テーマ	SDGsとの関連
防災部会	通年	地域の安全構築と協力体制	SDGs 11, 17
生活環境部会	通年	住民生活にかかわる課題の検討	SDGs 2, 3, 11, 17
福祉部会	通年	高齢者・身障者・育児課題の検討	SDGs 3, 4, 11, 17
児童・健康部会	通年	児童を始め地域住民の健康と安全	SDGs 3, 4, 11, 17
地域活性化部会	通年	住民相互の交流・行政との情報共有、	SDGs 3, 11, 12, 14, 17
コミセン部会	通年	住民活動拠点としての愛されるコミセンづくり	SDGs 3, 4, 11, 17
自治会長会	通年	地域の安全・安心、住み続けられるまちづくりへの協力体制構築	SDGs 11, 15, 17

※構成する委員の都合等に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

4 事業等の計画

事業名	日程	区分	場所
ビーチクリーン	令和5年6月、9月(予定)	共催	サザンビーチちがさき
市民のつどい	9月5日(土)	主催	高砂コミュニティセンター
市民体育祭	9月 日(日)	共催	茅ヶ崎小学校
地区防災訓練	10月15日(日)(予定)	主催	茅ヶ崎小学校
高砂コミセンまつり	12月2日(土)	主催	高砂コミュニティセンター
新春凧揚げ大会	令和6年1月2日(火) ・3日(水)	主催	サザンビーチちがさき
賀詞交歓会	1月中旬(月)	共催	高砂コミュニティセンター
梅まつり	2月11日(日・祝)	共催	高砂緑地

※上記事業の詳細については運営委員会等で検討を行い、実施する。

令和5年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会収支予算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
前年度繰越金	450,018	448,032	
茅ヶ崎市：運営補助金等	250,000	250,000	運営費等助成金
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	6,600	140,000	地区防災訓練補助金
自治会分担金	989,530	980,000	6自治会より
雑収入	68,003	60,000	会費(賀詞交歓会等)、預金利息等
合 計	1,764,151	1,878,032	

支出の部

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
【本部】	1,316,119	1,878,032	
会議費	131,004	150,000	定例会等に関する費用、会合補助等
研修費・旅費	0	200,000	研修会会費、旅費
印刷製本費	0	5,000	コピー、印刷費等
消耗品費	161,241	60,000	事務用品、用紙、インク等
備品購入費	0	0	
通信運搬費	0	10,000	
負担金	0	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
手数料	3,630	5,000	振込手数料
事業費	261,074	540,000	
広報紙発行	34,850	80,000	青松発行経費
地区防災訓練	26,574	200,000	防災訓練消耗品等
新春凧揚げ大会	159,000	160,000	
情報交換費	0	50,000	講師料、情報交換費等
梅まつり	40,650	50,000	ポスター、チラシ分担金
各団体への分担金	759,170	760,000	地区社協、体育振興会、茅ヶ崎小学校区推進協他
予備費	0	138,032	
【部会】			
小計	1,316,119	1,878,032	
特定事業費			
小計			
繰越金	448,032	0	
市への返還金	0	0	
合 計	1,764,151	1,878,032	



発行責任者：倉金 榮

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

〒253-0055 茅ヶ崎市中海岸1-2-42

TEL 0467-57-0891

まちぢから協議会ってなに？

令和4年で当茅ヶ崎南地区まちぢから協議会も設立6年目を迎えますが、まだまだ地域の皆様に協議会の存在自体を認知されていない状況かと思えます。また、協議会委員においても存在意義やどうしていくべきかという根本部分が理解されていない状況だと認識しております。

茅ヶ崎南地区には多くの住民の方がお住まいで、多くの団体が活動を行っております。また、この地域は南口駅前からサザンビーチまでの茅ヶ崎の顔とも言える地域です。

この自分たちが住む地域の問題について自分たちで解決していくことを目的として設立された組織となります。個人や一団体だけでは解決が難しい問題を、協議会で共有しアイデアを出し合い議論し、協議会だけでは困難な場合は行政パートナーシップで共同して解決していく組織です。

『住み続けたいまち』となるように、どんなまちがいいのか？どんな問題があるのか？今後どうなってほしいのか？例えば、児童の見守りのこと・要支援者への対応のこと・災害時の対応のこと・ゴミのこと・地域の活性化についてなど様々なことを自分事として捉え、地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

しかし残念ながら、現状としてはまだまだ団体や個人からの問題提起などが少ない状況です。これは自分たちの問題を表ざたにすることに対する拒絶反応や見栄、もしくはメンツにより何とか自分たちだけ

で解決しようとしていたり、もしくは協議会に問題提起したところで変わらないと考えているからかもしれません。

気持ちは非常によくわかりますが、そのことにより組織の硬直化や諦めへと繋がってしまい地域のニーズに答えることが出来ないのではないかと危惧しております。

私はみんなで集い、共に語り、知恵を出し合い、助け合いながら問題を解決していきたいです。

『楽しく、明るく、気持ちよい』そんなまちとなれるように、「出来る・出来ない」で物事を考えるのではなく、「問題を解決するためにどうすればいいか！」を考えられる組織として協議会委員や関連団体の方とはもちろんのこと、地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルスまん延により自由な活動が出来ず制限がある状態は続いておりますが、その中で出来る範囲のことをし続けてまいりますので、ご意見がございましたらお気軽にお声がけください。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 会長 倉金 榮

昔の
ちがさき

「湘南遊歩道」

国道134号は、以前は一部区間(藤沢市片瀬瀧口寺前から大磯郵便局前までの16.7km)を「湘南遊歩道」と呼んでいました。

昭和39年(1964)東京オリンピックの翌年に国道134号に指定されました。



(昔)昭和20年頃の(1945)の湘南遊歩道

所蔵：斉藤 奎吾様 提供：茅ヶ崎市



(今)平成3年に4車線化工事が始まり現在に至っています。

Vol.02

ゴミ有料化への取り組み

茅ヶ崎市はゴミ焼却灰最終処分場が2033年に使用期限を迎えること、ゴミ減量化を図る目的により4月1日よりゴミ有料化へと大きく舵を切ることとなりました。

南地区まちぢから協議会としては、生活環境部会を中心にゴミ有料化の浸透と不適正排出問題などを議論してまいりました。私たちの地域は駅周辺ということもあり、以前から不適正排出問題については頭を悩ませておりましたが、この有料化により更なる問題の悪化となる可能性をはらんでおります。

地域の皆さまにおかれましては、ゴミ有料化ガイドブックをよく読んでいただき適正にゴミ排出をしていただくのと、もしご不明な点については市役所や地域の環境指導員へご相談をいただきますようお願いいたします。

また我々としても茅ヶ崎市環境事業センターのご協力を仰ぎながら有料化へのスムーズな移行や各種問題へ対応していくつもりです。その一環として監視カメラを導入することいたしました。



一人一人がごみの減量化に取り組むことで安定したごみ処理につなげ、茅ヶ崎の豊かな都市環境を次世代に引き継いでいきたいものです。

新春凧あげ大会を開催しました

第8回新春凧揚げ大会は、箱根駅伝ランナーの応援に来られた方々に、海の美しさや海の楽しさを味わってもらおうと、海を守る活動団体のご協力を得て行っています。コロナ感染により開催が危ぶまれた今回は、甘酒や焼餅の振舞い、児童に上げてもらう凧の配布は諦め、十分な感染対策の上、規模縮小した開催とし、連日200名近くの方々に楽しんでいただきました。内容はYouTube「新春凧揚げ大会サザンビーチがさき」で過去分含めご覧いただけます。お楽しみください。



編集 後記

桜満開の季節となりました。

「まん延防止等重点措置」も解除になり、ホッとしたのもつかの間感染力が強い株への置き換え懸念などが心配されています。

今年度の各種行事が感染症予防の為、殆どが中止となり引きこもり生活が続いています。さらに不安なことに各地で地震が起きています。益々地域のつながり・助け合いが大切だと感じます。

まちぢから協議会「青松」も地域の広報誌としてより身近な情報発信をしていきます。一日でも早く正常な活動ができる事を願っております。

“健康が一番” マスク着用・三密防止・消毒

防災訓練を実施しました

2月17日(木)10時30分より、高砂コミセン2階調理室からの失火を想定したコミセンご利用の皆様が安全に館外に避難することが出来るための防災訓練を行いました。

当日は利用4団体42名とフリースペース利用4名にご協力をいただきました。



訓練は火災発生を館内放送にて行い、防火扉を閉鎖後に通常時は利用していない非常階段にて1階駐車場に避難誘導を行いました。火災発生から約10分で管内全ての利用者と事務員の避難が終了した後に倉金会長より有事の際に利用者の安全を担保するために、今後も年2回の避難訓練を実施して行くことと地震津波発生時には高砂コミセンが避難場所に指定されているので次回は津波発生を想定した避難訓練を行いたいとの説明した後、ご参加いただいた利用者には元の活動に戻っていただきました。



また、管内に設置全ての消火器設置場所の再確認を管理運営委員と事務局員で行い火災発生時には迅速に初期消火を行えるように訓練を行いました。

また、管内に設置全ての消火器設置場所の再確認を管理運営委員と事務局員で行い火災発生時には迅速に初期消火を行えるように訓練を行いました。

10周年イベント残念ながら中止

3月19日に予定をしておりました、高砂コミュニティセンター設立10周年イベントはコロナウイルス感染第6波の影響により、大変残念でしたが中止となりました。また、利用者から募集したキャッチコピーも使用できず申し訳ございません。ですが、令和4年度中には改めて違った形で開催をしたいと検討しているところであります。

なお、イベント開催用にと購入いたしました、非接触液晶検温器を4月より1階受付横に設置いたしましたのでコミセン来館時にご利用いただければと思います。



高砂コミセン事務局員のつづやき

新たな発展と充実を目指して

昨年、高砂コミュニティセンターは設立十周年を迎えました。この間、常にご施設の有りようを考え、地域の中でしっかりと手を取り合って歩んできました。新しい年を迎え共に働く仲間も増え、エネルギーが満ち溢れています。コロナ禍の中でも利用者皆様が安全で利用し易いようにレイアウトの工夫や準備を進め、ご来館をお待ちしています。(丸山)

黒澤



発行責任者：倉金 榮

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

〒253-0055 茅ヶ崎市中海岸1-2-42

TEL 0467-57-0891

令和4年度はコロナウイルスワクチン接種が進み社会が緩やかに活動を進める動きが出はじめ、佐藤市長も地域に対して、経済・社会活動を展開してほしいとの考えを示していただきました。

南地区まちぢから協議会も活動を展開するため皆さまと集い、共に語り、知恵を出し合いながら進めていきたいと考えます。

令和4年度の主な取り組み

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会が活動はじめて6年目となりますが、未だにまちぢからって理解できない、関心がないとの声が聞こえます。

一昨年に改めて、まちぢから協議会の設立の目的や他地区の取り組みを学び直し、昨年は活動の方向づけをSDGsに学びました。残念ながらその実践に当たる計画がコロナで途絶えざるを得ませんでした。

私たちの茅ヶ崎南地区は、コロナ禍の働き方改革で、都心部から移住される方が増えています。そこで取り組みの基本を、「住みたいまち」より、「住み続けたいまち」の実現に置き、高齢者から児童までの笑いがあふれる街を目指します。それには、まちぢから協議会を構成する諸団体が個別に行動するのではなく、おなじベクトルに合わせる必要があります。改めて、各団体の捉える茅ヶ崎南地区の課題や今後取り組むべき問題をアンケートにて集約し、共有化していきます。SDGsでいう「誰ひとり取り残さず」、「自分ごと」として取り組むために必要な部会や人材を登用し、一つずつ課題に取り組んでまいります。

茅ヶ崎駅から、茅ヶ崎の財産である美しい海辺を抱える南地区として、海の豊かさを守る取り組みが重要です。高砂コミュニティセンターで海洋プラスチックの問題とサザンビーチの実態を学ぶ機会を、

高砂コミュニティセンターを地域の拠点として住み続けたい街となれるように委員や関連団体はもちろんのこと、地域の皆さまと一緒にって取り組んでいきたいと思っております。

皆さまのご理解とご協力をなにとぞよろしくお願いいたします。
会長 倉金 榮

毎年実施しています。また地域の方々との清掃や海辺を守る海浜植物の育成を行います。海で遊ぶ楽しさを味わっていただくために、毎年正月にサザンビーチにて凧揚げ大会を開催し、子どもたちに凧揚げや竹馬・羽子板遊びを経験してもらっています。

高齢化社会の中で、誰でもが老い、今日行くところがある、今日用があることが健康維持に必要といえます。集いの場を提供し、歌や体を動かす機会を作る、地域の中で趣味や経験の発表の場を設けます。今までできていたことが、ある日突然不自由になることがあります。誰も通る道として、できる人が、できるときにお手伝いをする。あるときは助けられ、あるときはお手伝いする。誰もが主人公で有り続ける地域の活動が大切です。

児童の下校時の見守り活動は、昨年より児童・健康部会の努力で実現しました。児童の行動を一步離れて見守るといふ、地域の目が児童の「危険」を防ぎます。

昨年実施できなかった高砂コミセン10周年記念事業を、コミセン祭りとして、ご利用者や子どもたちを中心とした祭典を計画しております。

これらの取り組みは、若い方々のアイデアや行動力による、住民による、住民のまちぢからにすることで、住み続けたい街の実現に繋がります。ぜひ皆様方のご参加をお願いいたします。

昔の
ちがさき

鉄砲通り

茅ヶ崎市では「みちの愛称」として柳島から松下政経塾前までの道を鉄砲通りと呼んでいます。本来は南湖の六道の辻から平和学園（アルセリア湘南）付近までを呼んでいたそうです。

名の由来は享保13年(1723)江戸幕府が大筒の演習場として、片瀬村(藤沢市)から柳島村までの海岸一帯に鉄砲場を設置したことからきていると言われています。

東海岸北5丁目には、鉄砲通りの責任者であった佐々木卯之助の記念碑があります。



茅ヶ崎市の施設利用方針に基づき7月1日より、部屋の利用人数・利用時間、フリースペースの利用について変更しています。入館時の手及び靴の消毒、体温測定、マスク着用、その上で、ホールはコロナ前の人数へ、会議室は一部緩和へ、部屋の利用時間は各時間帯30分延長としています。

フリースペース1階は、本来の利用目的である打ち合わせや話し合いができるようにし、その席で飲食（一部制限あり）も可能にしました。ご休憩含めお友だちやお子さまとのご利用ください。2階、3階は個のフロアとして、お一人で読書、勉強、PC、編物などを楽しんでいただいています。防音室でのカラオケ、調理室での調理・会食も再開してます。

この機に合わせ、高砂コミセンのWiFi環境工事を実施し、利便性が大幅に改善しました。コミセンの出入り口は、今までの自動ドアをタッチ式に変更し、ドアの開閉を少なくすることで電力使用量の削減を進めています。道端のコンクリートの上で休まれていることが見受けられます。暖冷房の効いた館内でお休みいただければよいのですが、そこまではとお考えの方々のため、ご自由に利用いただける椅子を外に用意しました。

こうした変更により、今まで中断していた講演会を始めとした自主事業を計画し、コミセンを地域住民の自主的活動の推進を図る施設として、皆様の交流の場、学びの場でより快適に過ごしていただけるよう努めてまいります。事務局員一同、皆さまのご利用をお待ちしています。

新たな公募委員の紹介

まちぢから協議会について、まわりの知人から名前を聞いて、どのような活動をするところなのかとも興味を持っていました。追加募集の回覧をみてお話を聞き、地域の問題を多様な視点で考え、意見交換をする場ということがわかり、かねてから興味があった地域防災や、SDGsの観点から生活環境問題にも取り組めるのではと期待しております。また、様々な地域活動にも積極的に参加してみたいと思います。よろしくお願いいたします。(大嶽 恵美)



編集 後記

昨年秋、コロナ感染が落ち着きを取り戻しかけたとき、調理室のご利用開始を検討しましたが、1年半使用していなかった調理器具や陶器類の清掃に悩みました。そこで調理室のご利用者さまに恐る恐るご協力をお願いしたところ、多くの皆さまに快く引き受けていただきました。さすがに手早く、完璧に仕上げられ、その上、自分たちのコミセンだから当然と仰っていただきました。事務局員一同、地域の皆さまと一体感を持ってたことは本当に嬉しく、励みになりました。また一刻も早く、皆さまにご利用いただける日をお待ちしています。

事務局長 神藤

令和4年度茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の定期総会を書面表決にて行い、全議案に対し賛成多数でご賛同いただきました。

2年連続の対面を避けた総会では、残念ながら活発な意見交換はできませんでしたが、令和3年度事業及び決算報告の承認、令和4年度の取組みや予算の承認をいただきました。

昨年から茅ヶ崎市の方針により、高砂コミュニティセンターの運営をまちぢから協議会が請け負うこととなり、まちぢの定期総会で、コミセン関連議題を取り扱いました。議事について、確認希望の方は、まちぢから協議会事務局にお話ください。

新たなコミセン事務局員の紹介

地域の皆様が気持ちよく利用して頂けるよう力添えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。(藤澤 恵美子)

「地域の皆様が楽しく集えるコミセン」を目指し、お役に立てるよう努めてまいります。(満生 孝子)

親しみやすい事務局員を目指してがんばります。

(井上 美登)



コミセン事業部長の紹介

大変重要なお役を拝命し、ハラハラです。

コロナ禍で人にも会えず、楽しめない時期が続き、イベントを開催できることのありがたさと、楽しさを改めて知ったように思います。みんなが参加者としてコミセンの事業を盛り上げる。

そんな事業展開ができればいいなと思います。きっと色々ご相談、お願い事をしますので、その時は、どうぞご協力をよろしくお願いいたします!(長谷川 由美)



高砂コミセン事務局員のつぶやき

地域の方に「あのピンクのお花は何という名前ですか。」と聞かれました。即答できずにいると、にこやかに笑いながら「お花って癒されますね。また見せてもらいます。」と言われました。施設の中も外もふれあいの場なのだということが改めてわかり、気持ちよく利用して頂くようにさらに努力したいと思いました。(村田 和子)



発行責任者：倉金 榮

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

〒253-0055 茅ヶ崎市中海岸1-2-42

TEL 0467-57-0891

令和4年 市民のつどい開催

9月10日(土)高砂コミュニティセンターにて、新型コロナウイルス感染拡大のため中断していた「市民のつどい」が3年ぶりに開催されました。

当日は、地域の皆さんはじめ約50名の方が参加され、活発な議論が交わされました。

市からは市長はじめ、両副市長、関係職員の皆さまにご出席いただきました。

会議は3部構成で、議長選出ののちプログラムに沿って進められ、第1部では市長から総合計画における実施計画を策定していることなど、市政に関する概要説明がありました。

第2部は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会から市に対し、「茅ヶ崎駅南口駅前広場の改修計画のその後について」「まちぢから協議会に対する評価と期待」「高砂コミュニティセンターの災害時における福祉的避難所としての活用」について伺い、市からはそれぞれの考え方を示していただきました。

長年の検討課題となっている駅周辺の渋滞解消策に関する駅前広場の改修計画については、市職員から映像による丁寧な説明があり、参加された方々からも質問や意見が多数述べられ時間をかけた議論が交わされました。

このテーマに関しては、今後も市と地域が課題を共有し引き続き議論を重ねていきたいと考えています。

第3部では、地域をより住みやすくするための意見交換として、参加者同士が互いに地域課題についての議論を行いました。

その中の一つとして「まちぢ協議会がよく分からない」、「広報活動が薄弱ではないか」といった当協議会に対するご意見もあり、協議会としても広報活動のより一層の充実が求められていると受け止めました。

また、今年4月から始まった「ゴミの有料化」に伴い発生している様々な課題については、駅周辺の一部の事業用ゴミが所定の指定袋を使わず不適正に出されている実態や、この地区が駅に向かう動線にあるため他地域からのゴミの持ち込み、更には通行人によるタバコのポイ捨て等に困っているとの意見があり、参加者による熱心な議論が交わされました。

市長からは総括として「ゴミの有料化に関して発生する様々な問題については、この一年間しっかり検証していきたい。その上でこういった形がいいのか、皆さまと一緒に考えていきたい。」との話があり、このことについては市と地域が一体となって取り組んでいくことになりました。

この日は、県議会議員や市議会議員の方々も参加されていて、地域の皆さまの声を直接取材されました。3年ぶりに開催された「市民のつどい」でしたが、地域の身近な課題について活発な議論が交わされた大変有意義な2時間となりました。



昔の
ちがさき

茅ヶ崎駅より南側の写真をご寄贈(お貸し)下さい。

駅南口の明治、大正、昭和(もっと古い年代のものでも可)の写真を探してます。道・海・商店街・南口駅前など何でもOK。現在お住まいの地域の昔はこんなだった。これからお住まいの方に駅より南側の歴史を知ってもらおう。

(もしくは知ってもらいたい)

是非ご自宅を探していただき、高砂コミュニティセンターにご寄贈(お貸し)下さい。

詳細は高砂コミュニティセンター窓口にお問い合わせ下さい。



昭和40(1965)年頃 茅ヶ崎本村郵便局前の桜道



現在の茅ヶ崎若松郵便局前の桜道

地区体育祭を実施しました



9月25日(日)台風一過の晴天に恵まれ、茅ヶ崎小学校校庭にて3年ぶりに体育祭が行われました。

例年は午前、午後と昼食をはさんで多くの種目が競われましたが、今年度はコロナ禍での開催のため午前のみ9種目、6自治会を3自治会ずつの紅白対抗戦に変更し、コンパクトに行われました。

短い時間でしたが久しぶりに多くの方が運動不足を解消でき、大変充実した秋の日になりました。

帰るときには参加していただいた大人から子どもまでみんな笑顔だったのがとても印象的でした。



防災訓練を実施しました

台風襲来やコロナウイルス感染症蔓延で中止となっていた茅ヶ崎南地区防災訓練が、4年ぶりに実施されました。今年度は従来の集団訓練ではなく、少人数の個別訓練を複数回実施する形で計画しました。

第1回目は10月9日に高砂コミュニティセンターでクロスロードを実施しました。「クロスロード」は防災訓練では初めての訓練です。40名の参加者が5~6人の班に分かれて大規模災害が発生、あるいは恐れのある時の様々な状況の出題にYes・Noで回答し、各自が回答の理由を述べることで多くの価値観や視点に出会い、災害を自分の身に引き寄せて考え、他者の様々な考えを知ることのできる訓練です。



第2・3回目は共恵海岸地区消火栓・幸町地区消火栓を使用して「移動式ホース格納箱放水訓練」を実施しました。

編集 後記

ようやくコロナ禍での「日常生活を取り戻す」行政の方針から、各地で待たれていた行事が開催されてきました。茅ヶ崎南地区の各自治会や所属団体主催の行事も再開され、本号でその実績報告や開催のご案内が掲載されています。やはり地域の皆さまとの交流は楽しいものですね。

これから冬に向かい、またインフルエンザや変種のコロナウィルスの流行が危ぶまれますが、初心の「うつらぬ用心、うつさぬ配慮」で、もう少しマスク着用、うがい手洗い、換気の励行を続けましょう。

そして迎える新しい年が良い年でありますよう。

事務局長 神藤

コミセン祭り開催のお知らせ

合計で27団体、総勢200名を超える参加希望が集まり、「高砂コミセンまつり」を、12月3日(日)に開催します。ステージ2箇所とワークショップ、展示、そしてキッチンカーも来るという、コミセン始めて以来の11年目の大作戦。



参加団体から、実行委員さんを募り、コミセン役員、事務局も一緒に、絶賛準備中です。

当日、ご来場の皆さまを迎えて、一緒に楽しむ「みんなで作るコミセンまつり」に、ぜひお立ち寄りください！いつもの「コミセン」もちょっと前からカウントダウン・デコレーションします！お楽しみに。

新春凧あげイベントのお知らせ

第9回新春凧揚げ大会を、令和5年1月2・3日、10時~13時サザンビーチ茅ヶ崎にて開催します。

過去2年は、一般市民(観客)の参加が無い形での開催でしたが、本年は3年ぶりに子供配布凧や飾り凧展示、歌舞音響とキッチンカー出店など通年通り行いますので、市民の財産である豊かな海と美しい海岸にお集まりいただき新春の大空に皆さんも一緒に凧をあげましょう。



新たな公募委員の紹介

今回まちぢから協議会公募委員のお話をいただきました。茅ヶ崎市中海岸に住んで約50年経ちます。まちぢから協議会は、地域の課題に対し各関係意見を聞き、どのように取り組むか、どのように進めるかを協議する場ということをお聞きしました。

今までは仕事中心の生活でしたが、これからは皆さまにお聞きしながら、このような場に積極的に参加し、少しでも地域活動のお役に立てたらと思います。

(斯波義典)



高砂コミセン事務局員のつびやき

フリースペースを利用されている方から嬉しいご報告がありました

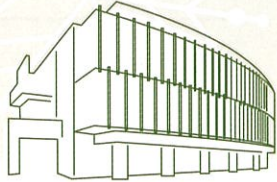
「就職が決まりました！」と希望に満ち溢れた表情が眩しく感じました。これからは受験シーズンです。どんどんコミセンを利用して夢を叶える方が増えることを願っています。(森本理恵)

🕒 日時

2022年12月3日 土

10:30~15:00

📍 場所



高砂コミュニティーセンター全館
サザン通り中海岸交番向かい



1F/3F

STAGE

ステージイベント

1F 屋外

FOOD

飲食コーナー

(館内での飲食はできません)

2F

WORKSHOP

体験会

3F フリースペース

EXHIBIT

展示

タカ
スナ

高砂コミュニティーセンター クリスマス祭り



主催 高砂コミセンまつり実行委員会



TIME TABLE AND INFORMATION



STAGE ステージイベント 1F

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 10:50～ 中海岸太鼓の会 | 太鼓の演奏 |
| 11:20～ しだれ桜 | 日本よいとこ玉すだれ |
| 11:35～ 詩吟クラブ超風会 | 独吟・吟詠 |
| 12:15～ 茅ヶ崎 宮沢賢治の会 | 「星めぐりの歌」「どんぐりと山猫」 |
| 12:45～ オカリナサークルうぐいす | オカリナの演奏 |
| 13:05～ 茅ヶ崎民話の会 | 「九代目市川團十郎」「姥島物語」 |
| 13:45～ 茅ヶ崎詩吟サークル | 一緒に漢詩を詠みましょう |
| 14:15～ 鳴風II | 虚無僧尺八(尺八古典本曲) |

FOOD 飲食コーナー
1F 屋外



Q'S PLAZA
ぜんざい

機動湘南グルメ
キッチンカー



EXHIBIT 展示
3F フリースペース



NPO法人 WE21 ジャパンちがさき
活動紹介・フードドライブの実施

フードドライブへの
食品寄付をお願いいたします



カリグラフィーサークル
カリグラフィーカード

たのしい 手編みサークル
クリスマスクッション

コミセン事業部&ENOWA
海プラをなくそう!エボン君



STAGE ステージイベント 3F

- | | |
|------------------------|------------------|
| 10:30～ 中海岸保育園 | 園児の歌・体操 |
| 11:20～ 茅ヶ崎「音人」 | ランシースと歌おう |
| 11:50～ Pant's | ダンス |
| 12:30～ 茅ヶ崎ヴォイス | ハワイアンショー |
| 13:00～ カントリーダンス トゥインクル | カントリーロード 他 |
| 13:40～ コミセン事業部 | 講演会「南口の古今」 |
| 14:10～ マウナケアハワイアン倶楽部 | 「みんなで笑顔!ハッピーフラ♡」 |



WORKSHOP 体験会 2F

- | | | |
|---------------|------------------|--------------|
| 10:30～11:20 | ぼっぼちゃんひろば(和室) | ベビーマッサージとサロン |
| 10:30～14:00 | 朗読サロン「風鈴草」(会議室1) | ことばであそぼう! |
| 14:00～/14:30～ | ヨガサークルfine(会議室1) | チェアヨガ |



終日開催
(フリースペース)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 茅ヶ崎 ティーチャーズビレッジ | 「解き明かせ!館のナゾ」 |
| 地域包括支援センター つむぎ | 総合相談/ミニクリスマスツリー作り |
| 茅ヶ崎南地区社会福祉協議会 | 輪投げ/サイコロ/グランドゴルフ |

※新型コロナウイルス感染症の状況などから、イベントの内容は中止、または変更となる可能性があります
※マスクの着用、手指消毒などにご協力をお願いいたします ※手話通訳を希望される場合は、ご相談ください
※駐車場 🚗 はございません ※自転車 🚲 は茅ヶ崎小学校に駐輪できます

お問い合わせ

高砂コミュニティーセンター

TEL:0467-57-0891 / MAIL:takasunacom@jcom.zaq.ne.jp



第9回新春 凧揚げ 大会

1月2日(月)
3日(火)

10:00～13:00
サザンビーチ茅ヶ崎

機動湘南グルメの
キッチンカーが
勢揃い!!
お腹も満足!



凧の配布は
10:00～
(先着300名様)
無くなり次第終了



ステージでは
色々な
催しもの



茅ヶ崎の海をみんなの力で守ろう!

【主催】茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 【運営】新春凧揚げ大会実行委員会

【後援】茅ヶ崎市・茅ヶ崎市商工会議所・茅ヶ崎観光協会・茅ヶ崎中央ロータリークラブ・湘南茅ヶ崎ライオンズクラブ・茅ヶ崎青年会議所

【参加協力団体】海岸地区まちぢから協議会・南湖地区まちぢから協議会・茅ヶ崎海岸開発共同組合・NPO法人茅ヶ崎海岸づくり推進機構
柳島凧の会・茅ヶ崎ライフセービングクラブ・湘南レスキュー隊・八大龍王神輿保存会・認定NPO法人ゆい・機動湘南グルメ市場・ビーサン協会